

練馬区情報セキュリティに関する基本方針

ICT（情報通信技術）の分野においては、クラウドコンピューティングや携帯型端末の普及など、その進化は急速な勢いで進んでおり、社会・経済や人々の生活を大きく変化させています。区においても、ICTは業務を遂行するうえで必要不可欠な基盤であり、今後はさらにこれを積極的に活用して、区民サービスの質を一層向上させるべく、区政改革に取り組むこととしています。

一方、ICTの進化には、情報資産の漏えい・破壊・改ざんや不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入などの危険性を高める側面もあり、新たな技術に伴う未知の脅威にさらされる可能性も否定できません。

区民サービスを安定的に提供し、かつその質を向上させていくためには、ICTにおける様々な脅威に対して技術的なセキュリティ対策を進めるとともに、区が保有する情報資産を取り扱う職員や委託事業者等による日常的なセキュリティ対策への取組が不可欠です。さらに、平成27年10月からは社会保障・税番号制度の運用が開始されることから、これまで以上に万全のセキュリティ対策を実施していく必要があります。

区は、区民サービスの基盤となる情報資産を安全に管理していくため、全組織、全職員が常に情報セキュリティの重要性を忘れず、その水準のさらなる向上を目指した不断の取組を着実に実践していきます。

平成27年10月5日

最高情報セキュリティ責任者（副区長） 山内 隆夫